

関西労災職業病 11月号

(通巻67号)

関西労働者安全センター 1979.11.20発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

● **主張**

80年労災保険法改正を闘う

12.2全国被災労働者協議会結成大会を成功させよう.....1→3

● **展望をさぐる**

⑦.....不況—労働者大量切り捨て時代の中で

労災職業病闘争を如何に、労働運動強化の武器となしうるのか

豊田青年労働者闘争委員会

トヨタ自主労働者戦線.....4

● **特別報告**

地域に労職闘争の視点

広島労職研正式発足!

広島労災職業病研究会.....6→7

● **前線から(ニュース)**

.....8→12

● **闘いの中から**

「障害者」問題に取り組む中で!

勝ち取った労災認定

中井さんの労災認定をかちとる会.....13→14

● **健診部だより**

一年半の健診部活動を振り返って.....15

● **関西研究者交流会第20回報告**

問題ある産衛学会の許容濃度

—木材市場の職場環境測定結果から.....16

● **特集**

前進する'80労災法改正闘争 No.1.....17→19

● 10月の新聞記事から.....20

● 年末一時金カンパのお願い.....21

● 10月分会計報告.....22

法改正を闘う

張

結成大会成功せよ!

はじめに

来る一二月二日、東京において、

「八〇年労災保険法改正を闘う全国被災労働者協議会」の結成大会が行

われることになっている。七六年の

労災保険法改悪反対闘争以降、政省

令闘争、「届書」・「定期報告書」

拒否闘争、休業補償差止め撤回闘争

と三年以上にわたり続けられてきた

被災労働者の闘いは、その間に多く

の地域の被災者組織を生み出し、ま

たこれら組織の共闘を促進させなが

ら発展してきたが、政府―資本の労

基法全面改悪策動が表面化し、労働

者への収奪強化と被災者の切り捨て

に向け大きく動き始めた時期に、被

災者の全国組織がかちとられようと

していることは極めて意義深いこと

であり、かつ全ての労働者に対して

る。全国協議会に一人でも多くの被災労働者が結集するとともに、八〇年労災保険法改正闘争勝利のため、全国協議会が発展するよう期待し、また我々としてもあらゆる努力を惜しま決意である。

労災法改正の 主要な特徴

労災保険法は一九四八年に、労基

法による資本の災害補償責任を担保

する目的で制定されて以降三〇回以

上の「改正」が行われてきたが、そ

の一貫した特徴は、「企業の補償責

任」を徐々に形がい化してきたこと

であり、金銭的な多少の改善施策と

ひきかえに、解雇制限・就労権など

労働者の基本的権利をはく奪するこ

とであったと言える。そして現在で

は「労災保険の方が給付範囲が広く

なったのだから、もはや労基法第8章（災害補償）は不要だ」という意

八〇年労災保険法

主

12★2

全国被災労働者協会の

見が、資本―行政から公然と出るに至っている。

資本側の労災保険法「改正」についての考え方は、七三年の関西経営者協会の労働大臣への要望の中にはほぼ要約されているが、へ第一に、長期労災療養者を職場から排除すること、へ第二に、へ労基法第8章削除や労災の民事責任を空どう化すること、へ第三には、へ労災認定について企業の不服審査制度新設や産業医の活用など、企業が行政に直接介入する制度を作ることを、以上の三点を骨子とするものである。

そして八〇年労災保険法「改正」をめぐる情勢の特徴として、更に三つの点が挙げられる。へ第一には、へ労災保険財政の赤字キャンペーンの問題である。大企業への融資、労災病院、産業医大建設・運営、福祉事業の拡大など、労災保険の目的外使用の増大による赤字を被災者へしわよせするという策動があること、へ第二には、へ七八年七月以降、「定期報告書」未提出者への休業補償差止め

の攻撃が現在もなお続いていることである。これは七六年に新設された傷病補償年金制度を、長期療養者の「整理」という資本の要請に沿った運用をせんとする行政の姿勢を示すものである。へ第三には、へ本年九月に労基法研究会が、「労働契約・就業規則」についての報告書をまとめ、労基法19条の解雇制限の全面緩和等労働者・被災者への公然たる挑戦を行ってきているという状況である。

次々とならぶ

被災労働者

これらの厳しい情勢の中で、関西・関東の被災労働者団体をはじめ、全国の被災労働者は、政府―資本一体となった被災者切り捨てに抗し立ち上っている。七六年大阪府被災労働者同盟の結成を皮切りに、七八年兵庫労災職業病被災者交流会、智恵川被災労働者の会、東京被災者交流

会、七九年阪南労災被災者の会、阪神労災友の会と被災者組織が次々と結成され、更に全国に拡がるうとしている。そしてとりわけ、差止め反対闘争を闘う中で全国的な共闘・交流が拡大し、本年五月一二日には大阪の地において、被災者の全国集会在初めてかちとられるに至ったのである。更にこの力をもとに、八〇年労災保険法改正、労基法改悪反対を共通の目標として、より本格的な共闘組織の確立が進められているのである。既に関西においては、一〇月四日に関西協議会が結成されており、また、全国共闘組織として「八〇年労災保険法改正を闘う被災労働者協議会」準備会も発足している。

でなく労働者としての基本的権利を！」という点に収約されてきており、全国協議会（準）が確認している法改正に向けた重点要求も、被災労働者の職場復帰に向けた諸権利の法的確立、解雇制限の強化、傷病補償年金制度の撤廃等を中心としている。また、被災者の問題は被災者だけという消極的対応を克服し、全ての労働者との共同闘争として、八〇年闘争が位置付けられていることは極めて重要な点であろう。

12・2 全国協議会結成大会の成功を期待するとともに、安全センターとしてもその成功のためにあらゆる努力をする決意である。

全国被災労働者協議会

「80年労災法改正を闘う」

被災労働者の要求も、「セニカネ



80年労災法改正闘争勝利のための

学習パンフ

“反撃への地歩を”

全国被災労働者協議会（準）編集・発行

当センターにて取り扱い中

1部
¥200

シリーズ 展望をさぐる

不況-労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強
化の武器となしうるのか！ (そのⅥ)

トヨタ自工の無法な 労働者支配を打ち破れ！

・豊田 五月廿年労働者同労争争会役員会
・トヨタ自工労働者同労争争会役員会

はじめに

現在トヨタ自工は、ライン速度に
ついていけない労働者を消耗品のご
とく投げ捨て、これに反対する勢力
を庄殺することに全力を上げてきて
います。

私達に対しても、全面的攻勢をか
けてきており、活動家はもとより、
労災・職業病闘争に立ち上がった患
者をつぶすための手段を選ばぬ悪ら
つな方法は、無法としか言いようの
ないものがあります。私達は、トヨ
タ自工の仕打ちをけっして許しませ

ん。このような企業を打ち壊すため、
あらゆる手段を用いて闘争を継続し
ます。先輩諸氏の御指導・御支援を
仰ぎます。

職場地域を奪いた

労働者管理体制

一九五二年のトヨタ争議が労働者
の全面敗北に終って以後、トヨタ資
本は、労働組合を労働者支配の機関
として抱き込み活用すると共に、課
長―工長―組長―班長の現場職制を
強化し、労働者個々人の私生活まで
監視する体制を作り上げました。ま
た、地域政治を支配下に置き、愛知

県政に絶大な影響力をふるうようになり、特に豊田地域では行政を意のままにあやつり、市民社会での労働者監視体制を確立してきました。

これらの体制を確立していることが前提となり、「トヨタ式生産管理システム」と呼ばれるものが完成しました。これは、ラインのスピードを少しづつ上げるか、あるいは生産を減らして人員を削減した後、生産を元通り又は増加させるという極めて単純な方法を日々行うことにより、労働者一人当りの労働密度を毎日上げていく人員削減・労働強化をシステム化したものです。

これについていけない労働者は、退社するか、自殺するか、病気になる消耗品が捨てられるように工場の外に投げ出されていきました。

殺人的な

合理化攻撃

「オイルショック」を契機とし、トヨタ資本は異常な決意で大規模な合理化政策を実施しました。下請・関連企業の整理・統合・再編成が強いられ、トヨタ自工内では強引な人減らしが実施されました。例年大量にラインに入っていた季節工の採用中止、下請企業からの多数の応援中止の中で、残業が禁止になり、なお現場に生産の二〜三割アップが厳命され強行されたのです。

「トヨタで働き続ければ殺される！」と、トヨタの労働者に真顔で言わしめるような殺人的な労働強化がそれ以後続けられ、なお現場職制には年間一〜二割の人員削減が至上命令として与えられています。

労災闘争を

反撃の突破口として

的な労災かくしが進行しており、大多数の被災者は「私傷」として治療を受けています。

私達は、七年前より労災認定闘争をトヨタ自工の中で進めてきました。初期には「私を労災に認定して下さい」と一言述べただけで、「労災などという言葉を知っているのは思想的におかしい。今後会社に勤め続けなければ黙っている」と、種々の圧力、いやがらせをうけました。私達の闘争は労災闘争というより、非人道的扱いに対する人権闘争でした。認定を勝ち取った件数が増加するにつれトヨタ自工は、私達の仲間がいる職場については最下級の職制に責任を全て押しつけ、災害性の労災については、比較的簡単に認定するようになりました。

しかし、職業病については、安全衛生環境部が産業医と共にガンとして妨害を行っています。

当然の結果として、労災・職業病は増加していますが、職場での組織



闘争勝利を目指し

全力投球

昨年一二月に、頸肩腕障害・腰痛で基準監督署に申請したOさんは、本年八月八日腰痛についてのみ認定が下りました。

しかしトヨタ自工は、Oさんの主治医（豊田市内の開業医）に何度も圧力をかけ、休業補償に医者証明印を押させない工作をし、会社の証明印の押印を拒否し、本年一〇月一三日に、休職期限切れ一ヶ月前の解雇予告を送付してきました。裁判所への仮処分申請、基準監督署・基準局交渉、トヨタ自工への抗議等を含めた全力投球の中、一一月一二日に

解雇撤回を勝ち取りました。この件で典型的に表われた主治医つぶしは、他の係争中の案件にも表われており、今後この対策が極めて重要になってきています。トヨタ自工が、いっさいの法律を無視し、私達へのセン滅作戦を開始したことが明らかになった現在、私達もこれをはねかえす闘いに全力を上げていきます。（以上）

特別報告 地域に労働闘争の拠点を 広島労働研 正式発足す

広島労働研 職業病研究会

広島労働研が準備会設立二年数ヶ月を経て、一九七九年一〇月一三日正式に発会し今後の発展に向けて、活動方針と組織としての体裁、運営体制を明らかにする運びとなりました。ここに至るまでには、一九七四

年、広島市内の職場診療所の一室に労働職業病の相談窓口を設けて以来、被災労働者の診療・相談を行ってきた宇土医師の献身的な活動に負うところが大きかったです。宇土氏が七四年から、スーパーの

レジ作業、電話交換、トレーサー、保育等々の被災労働者の調査、検診治療等の活動をする中で、①広島県でも、職業性の頸腕・腰痛が多発している ②労働闘争が個別に散発的であり、地域的な交流が少ない ③相談窓口ではその本質的な解決が不可能である、との認識から、七五年六月、労働組合や窓口の被災労働者に交流の場の必要性を提起し、準備会を結成しました。準備会は、①労働職業病の学習 ②地域の労働者の交流 ③労働職業病の予防と撲滅のために必要な活動を行う、として出

発し地道に継続してきました。

準備会結成後、毎月一回の学習を
中心にした交流会、講演会、検診、
認定闘争等の活動をしてきました。

学習会では、民間、公務員の労災職
業病の制度・法律問題、広島の頸腕
・腰痛等の職業病の現状、全国的な
状況、出席者による闘争経験、組合
運動の紹介・討論、被災労働者の状
況等を学びながら交流を深めてきま
した。

その中で、電通、労金、西部労（
地域合同労組）、保育、港湾、林業、
教職、現業、自治労、全通、新聞、
国労、電産、競争場等々の多くの労
働者、弁護士、医師等の専門家の参
加や、先進的な活動をしておられる
岡大衛生、高知職業病センター、関
西労働者安全センター、神奈川労働
センターの方々の講演を得てきまし
た。また、初めての監督署交渉（七
七年）では全港湾大阪支部安全委員
会、関西安全センターの応援で勝利
することが出来ました。

運営体制を確立し、

運動を前進させる!

今日まで非常に多くの方々の参加
協力を得て一〇月一三日正式に発会
し、運動体として機能するために個
人加入（組合加入も可）による会員
組織を提起し、労働者、被災労働者
医師等による世話人会を発足させ、
運営体制を確立し、事務局を設置す
るに至りました。

現在、多くの問題をかかえていま
すが、主に①宮島競艇場に多発した
職業性の頸肩腕障害の認定闘争 ②
研究会を労働者の組織として、地域
共闘組織として質的に高めること
③活動を通してもっと幅広く労働者
に呼びかける ④被災労働者の組織
化、等々とまだ歩きはじめたばかり
です。今後も広島労災職業病研究会
に対して、よろしく御指導、御教示
ください。

写真集 二健口通 原典

日本の原子力発電所は炉内の下請労働者の放射能による被曝
や汚染死(110名をこえる)。周辺の自然や環境を破壊しながら
稼働されている。その実態を四章に分けて構成したフォトド
キュメント。(170p...写真144p.カラー6pを含む、本文26p)

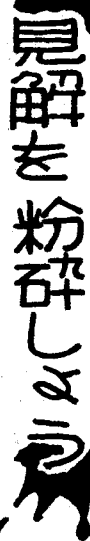
定価3000円

当センターにて取り扱い中!

前線から

東大阪

東大阪労基署の「業務外」



一方的である
ことなどが浮
きほりにされ
た。
交渉の末、
労基署は最終
の意見を聞くことを約束し
たが、基本的な態度は変っ
ておらず、次回予定されて
いる11月21日の交渉ではよ
り大衆的な包囲が必要にな
ってきている。

全金立マコトロイ工業支部

10月30日、
全金マコトロ
イ工業支部は、
元組合員で5
月に脳卒中死
亡した土居原
氏の労災認定
問題で5回目
の交渉を行っ
た。当日は当該支部組合員
が半日ストで参加したのを
はじめ、全金東大阪地協、
総評東大阪地区評、更に大
阪総評労職対などからの参
加もあり、この調いの広が
りを示した。

述べた後、結論として「業
務外」であるとの見解を示
した。これに対し組合側は
全面的な反論を展開し、調
査のやり直しを要求した。
労基署側の意見は未だ公表
を拒んでいる二人の「局医」
の意見に支えられたもので
あるが、残業時間、休日出
勤数について、土居原氏が
他の同僚と較べて極めて多
いことには注目せず、「以
前から残業が多い」という
点のみを強調するとか、若
い元気な労働者でも苦しい
防じんマスクについても「
別に大したことはない」と
決めつけるなど、事実関係
の評価が極めてスサンかつ
ている。

一方的である
ことなどが浮
きほりにされ
た。
交渉の末、
労基署は最終
の意見を聞くことを約束し
たが、基本的な態度は変っ
ておらず、次回予定されて
いる11月21日の交渉ではよ
り大衆的な包囲が必要にな
ってきている。

此花

労職闘争報告 討論集会開催

此花労働者センター

此花労働者センター運営
委員会は、来る11月29日に
「労災職業病闘争報告・討
論集会」を開催することを
決定した。この集会は、開
設以来約6ヶ月にならんと
する此花センターの活動報
告と、今後の此花地域を中
心とした交流・連帯を求め
て、各職場で取り組まれて
いる労職闘争をはじめとし
た働く者の生活と生命を守
る闘いの報告、及び問題提
起を各労組・団体から行っ
てもらおうというものである。
此花労働者センターは開
設とほぼ同時に、朝鮮総連
西大阪支部との共同の取り
組みとして、タクシー労働
者・三原氏の脳卒中死亡に
ついての労災認定闘争に取
り組んできた。脳卒中・心

臓死等の労災認定も、ここ

何年か間に大衆的な闘いが前進する中で、被災の実態に則した形で認定ワラを拡大してきたが、まだまだ

行政によるしめつけは厳しいものがある。このような中で、今回の三原氏の認定をかちとることができたのは大きな成果である。比花センターの闘争報告は、今回の脳卒中労災認定闘争を中心に行われる。

なお、特別講演として今闘争を共に取り組んだ朝鮮総連西大阪支部の方より講演をいただく予定である。比花地域におけるセンター運動に注目しておられる多くの方々の参加によって、集会が成功するよう願っている。

◎日時 11月29日(木) 午後6時より

◎場所 比花会館 (梅香殿)

して以下の点について確認した。

- (1) 阿倍野労基署の原処分については、事実のとおりあげ方について公平といたい点もあること
- (2) 12月中旬に組合側から新たに医師意見書を提出するが、それを尊重すること
- (3) 心筋硬ソク死亡が発症する前に就いていた連合市作業(陸上作業)について、医師が正確な認

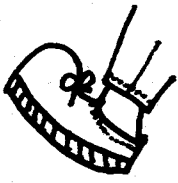
識をもっていれば労災認定には有利になるであろう
以上のように、組合側の要求について、その骨子を理解させることができたという意味で大きな成果であった。5月の業務外決定以降くもり続けていた遺族・分会員の顔にも明るさが戻ってきている。

南大阪

一歩前進

審査官交渉

全港湾大阪支部大阪港いかだ分会



10月11日付で、全港湾大阪支部・同安全委員会・安全センターの連名で、大阪港いかだ分会の寺岡氏の不服審査につき、大阪労災保

険審査官に三項目の要請書を提出したが、それに基づいて11月9日、組合・遺族

・安全センターは審査官と交渉を行った。その結果と

南大阪

安全委員会の強化 に向け討論進む

全港湾大阪支部安全委員会

10月25日及び11月17日、全港湾大阪支部安全委員会 は相次いで会合を開き、8月には相次いで会合を開き、8月に予定されている労災法「改正」問題についての学習を行うとともに、当面する諸課題についての検討が行われた。

第一に大阪港いかだ分会の寺岡氏の心筋硬ソク死の不服審査闘争については、

全てのいかだ労働者の切実な課題として、完全勝利に向けて闘いを強化することが確認された。第二には、

8月に行われた安全パトロールの結果として、定期健診さえ行われていない会社が多いことが明らかになったが、これらの会社に対して

支部として要求を出して健診に取り組んでいくこと、第三には、長期労災休業者

と他の組合員の関係改善問題については、6月の安全

委総会の徹底という意味も含めて、大がかりな学習会計画を作っていくことが確認された。

同安全委員会は七七年の支部統合にともなう組織改編以来基本的な運動方針についての論議が続いていた

が、6月の総会を一つの足場として大きく活動を拡大しようとしている。

大阪

未払賃金裁判

後半へ

住友電工労働者有志

10月23日、大阪地裁において、住友電工の未払賃金訴訟の公判が行われた。

昨春秋の提訴以来約一年が経過したが、その間数回にわたる公判において双方の主張についてはほぼ出そろったことになる。問題にな

っているのは、入門後始業前10分と終業後出門前5分が、労働時間であるか否かの点であるが、住電側の主張は労基署への申告段階から一貫して「自由時間だから労働時間ではない」ということである。しかし、

これまでの論議から既に明らかになっていくように、遅刻早退の扱い、制限規定、

連続操業のひき継ぎによる実作業、ラジオ体操の半強制的おしつけ等、その時間の拘束性ははっきりしており、住電資本の圧力で「労

働時間でない」と政治判断した大阪労基局の言い分を裁判闘争によって必ずひっくり返さねばならない。

住電労働者有志が現在行っている差別賃金の地労委闘争にとっても、未払賃金裁判闘争は重要な位置を占めており、勝訴をかちとるべく一層の奮闘が必要である。

大阪

無産者医療運動の総括を軸に

人民医療に学会再開する

去る10月28日、松浦診療所において第四回人民医療



に学ぶ会が開かれた。神奈

川の港町診療所の職員三名

も前日の交流会にひき続き

出席し、その他岩井会、京

大阪大労職研、松浦診療所、

京都府医大現医研、神大社

医研、関西安全センターな

ど、二〇名以上の参加で活

発な論議が交わされた。

今回は、第一・二回に行

った戦前の無産者医療運動

の学習を整理する意味で、

京大阪大労職研より無産者

医療運動の総括文が出され、

それを中心に議論が交わさ

た。当時の日本共産党、労働

運動の闘いの中で、無産者

医療運動がどのような役割

を果したかを年表と照らし

合わせながら浮き彫りにし、

岩井会の堀口さん、渡辺さ

んにより具体的なことを解

説してもらった形に進められ

た。そして無産者医療運動

は、労働者・農民の闘いの

高揚の中から建設され、こ

れらの大衆運動の要求に応

えていく活動の積み重ねか

ら、階級闘争としての医療

運動の基本路線を築き上げ

てきたこと、具体的には、

病気の予防を人民の生活全

体の問題としてとらえ、そ

のため闘いに取り組んだ

り、厳しい弾圧下で階級闘

争のための医療部隊として

井さんの労災認定をかちと

る会の三者によって取り組

まれてきた労災認定闘争は、

署交渉の中で大阪府被災労

働者同盟の協力も得ながら、

2度の大衆交渉を行った。

その中で、私達が提出した

意見書にそった形で署の方

も調査活動を続けるという

ことを確認させ、私達の隊

列を強化しようとしてきた。

しかし、最終的には2回目

の交渉を最後に、それ以上

の大衆行動は設定する必要

もなく、「業務上の判断」

の任務を果してきたことな

どが総括として出された。

今後は、この総括を踏ま

えて、戦後の民医連運動の

誤りを分析していくことを

確認しあって散会した。

方々の日ごろの「障害児」

問題を通じた取り組みの強

さが、今回の闘いにも大い

に良い影響をもたらしたと

いうことができる。

また最近労働省の強い意

向を反映してか、各所轄の

労基署でも、業務上外の判

断について極めて反動的・

反労働者のな姿勢を取り続

けているのが目立つ中で、

中井さんの労災認定につい

て、署は、高血圧症をもっ

ていてそれが悪化している

状態（が推定される）で休

守口

中井さんの脳卒中死も

労災認定!!

大きかった地域の支え

守口市の中井さんの脳卒 経て、11月14日正式に労災

中死亡について、西宮労基 支給決定を行った。

署は申請からほぼ3ヶ月を 安全センター、遺族、中

南大阪

診療所も3回定期総会

九つの方針を確認

であるという判断を示した。とを全面的に認めた点は、「災害性」の要素とは、労働者各人の健康状態との関連の中で判断するということ。 (本誌今月号 「闘いの中から」参照)

去る11月17日午後1時半より、港灣労働者福祉センターにおいて、南大阪労働者診療所の第三回運営委員会総会が地域の労働者をはじめとした約一五〇名近くの参加で行われた。

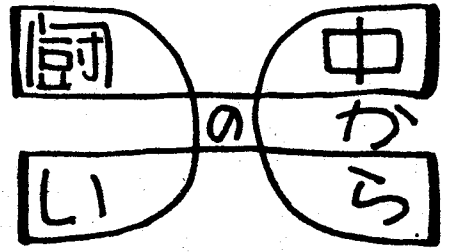
まず主催者を代表してあいさつに立った運営委員会委員長である橋井氏(全金大阪亜鉛支部委員長)は、地域における労働運動の発展一階級の労働運動を前進させる一環として労災職業

した特別講演が行われた。議事運営に入って、まず一年間の総括についての報告が経営委員を代表して松浦医師より行われ、次に今後の方針として、事務局長の登氏(全港灣大阪支部)より提起があり、いずれも満場一致で確認された。今のとりくみとして大まかにまとめると、①職場闘争を原点とした労働闘争の前進と反動労働行政打破 ②被災労働者の闘いへの支援 ・協力体制 ③健診部活動の充実と分析センターの確立 ④歯科部門の充実 ⑤地域・職場での日常健康管理に関する教宣・啓もう活動 ⑥健保改善反対、社会保障拡充の闘い ⑦法人化達成(医療法人南労会)を契機に、運営委員会の体制強化・拡充 ⑧全国各地で労働者の命と健康を守る闘いに参加している医療従事者や研究者・学生等広範な人々との連帯・交流、及び労働者人民と連帯して闘う人民医療戦線の構築 ⑨所内職員の思想と団結の強化更に地域労働者との連帯強化 ということである。

最後に、規約改正問題、人事についての確認が行われ、総会は成功裏に予定の議事を終了し閉会した。

病闘争を位置付けなければならぬと、その基本的方向性を示すとともに、その中で果す診療所の持つ重要な役割を述べた。また来賓として、全港灣関西地本委員長・山本氏、岩井会・堀江氏、大阪府議会議員・河原氏、前市議会議員・島尾氏の各氏がお祝いのあいさつに立った。続いて岡山大学衛生学教室の柳案先生より「研究室からの労災職業病・公害闘争の経験」と題





「障害者」問題に取り組む

中で勝ち取った労災認定

中井さんの労災認定

「障害者」問題

でのつながりから
できた「かちとる会」

私達は今回の中井さんの問題にか
かわる中で、労災問題とこれまで私
達が守口でとりこんできた「障害者」
問題とが、一見全く違った問題であ
るかのような見えながら、実に多くの
「似たようなこと」があるのに出会
い、何度も驚きました。労災問題、

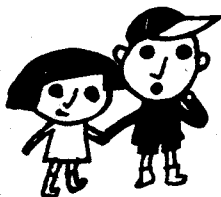
「障害者」問題と、直接の問題は違
うのだけれど、問題の基本的なとら
え方というかもこの見方において、
また自分たちの手で自分たちの生活
を守っていくという運動の中味とし
て同様のものだと思いました。

西宮の工事現場で作業中脳卒中で
亡くなった中井さんの三人の子とも
のうち、富男くんは「障害児」とよ
ばれる子どもです。そして、今回労
災認定をかちとるまでの取り組みに
かけつけた多くの人達は、「健常児」
とよばれる二人の子どもの関係では

なく、富男くんの関係で中井さんと
つながっていた人達でした。

富男くんの通っていた通園施設・
わかすぎ園の職員、「障害児」問題
に対する諸々の差別に負けず地域・
校区で子どもとともに生活を築いて
いこうと運動している「障害児」の
親達、そういう人達が中井さん宅で
の夜の学習会に参加し、また西宮労
基署への交渉にも出かけていったの
でした。

職場をかわって数ヶ月後に亡くな
り、職場に友人も組合もなく中井さ
んの労災問題に積極的に取り組んで
くれる人は、お父さんの関係では一
人もいませんでした。そういう事情
の中で、「障害児」をもつお母ちゃ
ん同士のつながりがあってこそ「か
ちとる会」も出来たのだし、最終的
に労災をかちとる一つの力にもなり
えたのだと思います。



「ひとごとく」でなごた

中井さんの問題

お母ちゃん達は、中井さんの仕事
が何であつたかくわしいことは知ら
ず、また労災とはどういうものであ
るかも知らず、ただ「お父さんが亡
くなつて富男さんとこ一体どうして
いきはるのやろ」「ひとごとではな
い」という気持ちで集まってきまし
た。「障害児」のいる家庭で父親が亡
くなつたらどうなるか——母親が働
いて子ども達を育て生活していくに
はあまりにきびしい実態です（たと
えば、現実におこつたこととお母さ
んが近々働き出したいからと、富男
さんと双子のきょうだいの二人を学
童保育にあずけたのですが、しばら
くして富男くんだけやめさせられま
した。これには色々ひどい経過があ
るのです。）

「ひとごとではない」ということ

て、夜の中井さん宅での学習会に集
まつたお母ちゃん達は、安全センタ
ーの方々から「中井さん一人じゃな
い、この問題に関心をもち経過を見
守っている人がこんな大勢いる、
ということをお母ちゃんに示していかな
ければならない」と聞いた時、「障
害児」問題についての自分たちの運
動と一緒にしたいと思います。また労
災認定は「（認定基準上では）なか
なか認められていないが運動によ
つて「間口」が広げられてきている」
という話があつた時、「障害児」の
保育所入所運動や文部省に対する養
護学校義務化反対の運動と同じだと
すぐわかりました。労基署との交渉
の中でも、「役所の人の運動に対す
る対処の仕方はどこもよう似とるな
とつくづく感心したものです。

これからも

力を合わせて

実態調査や理論準備、いろんな所
に手を打って何もかも関西労働者安
全センターの方が準備して下さつた
ところへ、「かちとる会」は参加し
ていく形でした。三回目の交渉を前
に、「これからは私達もがんばらな
あかん時や」と覚悟をきめた時に、
意外にも早く労基署より「業務上と
判断した」という連絡がありました。
「かちとる会」としては、大してし
んどい目はせずじまいでした。
かんじんなところは全て安全セン
ターの方々がして下さり、センター
の運動に敬服するばかりでした。
労災と認められ、中井さんの生活
も経済的には一応安定するでしょう
が、お父さんは帰ってこず、お母さ
んは一人で三人の子どもを育ててい
かなければなりません。子ども達の
ことではいろんなことがこれからもあ
るでしょうが、労災問題でつながり
をもつたお母さん同士や、職員達で
支えあつてこれからもやっていきた
いと思います。

健診部だより

一年半の健診部活動の振り返り

昨年五月診療所健診部として発足以降、一年半の健診活動をまとめてみます（詳細は第二回運営委員会総会議案書添付の報告を参照のこと）。

健診実施は、一一一組合・団体（のべ二四健診）で、人数は九五一名になり、うち全港灣一二組合・三二四名、全金一組合・三八名、その他八組合・団体・四一九名です。争議組合は六組合です。

分析・職場環境調査では、粉じん、排気ガス、水質検査等四調査を行い今年より始めた歯科健診は二健診、三二四名となっています。

実施数・人数とも、いわゆる「健診機関」とは比べられませんが、職場での、労働者の生命と健康を自ら守り抜く闘いの武器としての自主健診活動として、徐々にではあれ定着してきています。全港灣関係以外に

も、全金やその他民間、官公労とも取り組みが増えています。

健診内容では一般定期健診の他、腰痛、じん肺、被バク後健診等の特殊健診や、労働組合による自主的な職場体制を確立するための見直し健診、職場実態と健康状態を明らかにするためのアンケート調査、診断活動など、職場での具体的課題と結びついた取り組みが行われました。

争議中の健診では、争議・自主生産の闘いを更に発展させていくために結果を生かすべく、治療や、日常健康管理への取り組みも行われています。

健診結果をみると（アンケート診断三健診を含む）、頸肩腕の障害、四三％、腰痛、四七％と運動器障害が高い有所見率を示しており、胃腸障害、三二％、肝障害、二〇％と内

臓疾患も高い率を示しています。統計上からは少数ですが、難聴、鼻中隔セン孔、じん肺、慢性気管支炎等、職場での環境による職業性疾患も認められています。この結果は、港灣を中心とした職場の労働・職場環境の中では、未だ労働者の健康破壊がすさまじいものであることを示しており、健診活動も日常的健康管理、予防への取り組みといった方向を持ちながら、未だかくされた職業病、健康破壊が次々に掘りおこされてくるといふ現状です。

診療所側も増改築を機に、検査内容も充実し、健診体制も新たに分析担当者、看護婦等もスタッフに迎え事務手続き等も確実になり、定型を作り出せるようになってきました。日常診療との関連も徐々に図られています。

この一年半の健診結果を生かし、更に、労働者の生命と健康を自ら守る闘いの武器としての健診活動に、健診部として努力していく覚悟です。

— 南大阪労働者診療所 健診部 —

20回研究者交流会の報告

問題ある。産衛生会の許容濃度

木材市場の職場環境測定は結果から

— 労災職業病公害と闘う 関西研究者交流会 —

去る10月27日に、第20回研究者交流会が行われました。

テーマは「木材市場の職場環境測定結果」でした。これは、南大阪労働者診療所の健診部が、八尾市内の木材市場の合同安全委員会（会社と労働組合とからなる）から依頼されて調査を行ったものです。

同木材市場は昨年10月、大阪市内より現在地への移転で、旧来の露天作業（天ジョウウのみの建屋）より建屋内作業に転換が行われ、このため構内で使用するフォークリフト及び出入りするトラックの排気ガスによる労働者に対する健康面での影響が問題となった。

特に雨の日は気分が悪くなることがあり、タンが多くなってきた。ひどい時は、頭が痛くなる人も出てきた。このため職場の環境測定を行い、対策を考えて行くこととなった。

環境測定結果について

調査は、最も汚染がひどいと予想される繁忙日として、8月20日、22日に行った。調査項目は、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素、浮遊粒子状物質、気流状況、入排気量、排気回数等である。

測定した結果として一番の問題は、窒素酸化物と考えられた。個人サン

プラーで測定した二酸化窒素 (NO₂) の個人暴露濃度は、フォークリフトの運転手とその横で指示する作業者については、それぞれ0.09ppm、0.092ppmであった。検数荷渡し作業者については、0.050ppmであり、フォークリフトからの窒素酸化物の排出が、運転手に影響していることがわかった。

産業衛生学会の許容濃度は、5.0ppmであり、その50分の1であるがそれでも人体に影響がでていることを考えれば、許容濃度があまりにも高いことがわかる。

これらの調査をもとに、これから健康診断と環境改善に取り組んで行くとしている。

- 次回交流会のご案内
- ◎ テーマ 「タールピッチの職業病」
 - ◎ 講師 田代 実氏 (阪大医学部助手)
 - ◎ 日時 79年12月1日(土) 午後1時より
 - ◎ 場所 松浦診療所

特集 前進するNo.1 即座法改正

被災者の共闘組織

全国協議会 発足を確認

12・2 結成大会へ！

全国

11月3〜4日の2日間愛知県豊田市において、八〇年労災法改正闘争に向けた全国被災労働者協議会（仮）準備会が行われた。前回10月15日の大阪会議に続いて第2回目の集まりであり、参加者は関西労職被災者協議会（兵庫被災者交流会、大阪府被災者同盟）、阪神労災友の会、東京被災者交流会、神奈川被災者の会、地元から愛知労災職業病連絡会、関

西労働者安全センターなど、1回目とほぼ同規模で行われた。なお広島、九州地方からも参加の意向が伝えられている。

今回の中心的議論は、如何なる闘いの陣型を創り出すのか、あるいは具体的な運動の中味をどう創って行くのかという点であった。

まず改正闘争として準備してきたねらいについて意見交換がなされた。

その中でほぼ確認されたことは、①これまでの闘争は政府案が出された後に「改悪阻止」の闘いを組んできた。これは後手に回る闘いであり、敵の攻撃のペースにはまりその土俵上での狭いワク内での闘いに陥ってしまうこと、②被災労働者による自主的・民主的な全国的な共闘組織を創り上げることができなかった、という点である。

これらを踏まえて、八〇年労災法闘争は被災者の要求を前面に立て、先制的に闘いを準備して行こうということである。そして組織化の視点として、①法改正を要求して政府・国会での闘いを展開して行くためには全国組織が必要である ②労災保険法に直接関係のある被災労働者を中心にして組織し、全労働者の闘いとして進める ③各地の被災団体に よって運営体制を確立し民主的な組織運営を行う ④八〇年法改正闘争終了後総括を行い、恒常的な全国組織を検討する、という4点が確認された。

更に、前回の会議で大すじ合意さ

れていた闘いの方向性に基づいて、

関西被災者協議会より提起された「

八〇年労災法改正闘争についての重

点要求―①被災労働者の職場復帰に

向けた諸権利の法的確立(5項目)

②解雇制限の強化(2項目) ③傷病

補償年金の撤廃④行政運用上の要求

(3項目)―を一部修正して採択し

た。また今回の闘争の「基本的視点」

についても、同じく関西協議会より

提起され一部修正し採択された。こ

の点について簡単にまとめると、資

本側の労災法「改正」について最も

重視している点は、①長期被災者の

職場からの排除 ②労災企業責任の

空どう化―労災法の労基法からの分

離 ③資本が行政に直接介入できる

権利、という基本的な問題に加え、

八〇年法「改正」をとりまく情勢は

①保険財政の赤字キャンペーン ②

労基法の全面的見直し作業―19条(

解雇制限)問題 ③傷病補償年金制

度について、資本の要求にそった形

で強行手段に出ていること、という

ことである。

当面の行動としては、学習用のパ

ンフレットの作成を行い、被災者組

織・労働組合へのオルグ活動を強化

すること、そして来る12月2日に東

京において、全国被災労働者協議会

の結成大会を開催することが決定さ

れ、その成功を目指して努力して行

こうということが全体で確認された。

関西 11.25 関西大集会の成功めざし 取り組み進む！

―関西労災職業病被災労働者協議会―

関西においては、関西協議会を中

心に闘いが進められている。中でも

今月25日に神戸において関西集会を

企画し、集会成功をめざして準備活

動が活発に行われている。

情宣用のピラも既に作成し、各被

災者団体で分担を決め、病院、監督

署、ターミナルなどで情宣活動が行

われている。労組等にも関西労働者

安全センター等と協力して参加要請

が活発に行われている。また集会に

は、衆議院議員の土井たか子氏にも
出席をお願いし、その確認がなされ
ている。

関西協議会は当初、兵庫被災者交

流会、大阪府被災者同盟、阪南被災

者の会の三団体で出発したが、京滋

交流会がオブザーバー団体として参

加することが確認され、阪神労災友

の会の参加 話合われている。

今回のように、被災労働者団体が

独自の要求を出して法改正闘争に取

関東

被災労働者の団結強化のため

関東で協議云々

り組むのは初めての経験であり、関西各地の被災労働者団体を結集して行われる11月25日の関東大集会は今後の法改正闘争を勝利させるための重要な闘いである。更には関西協議会が、関西の闘いの主力部隊として

どれだけの力を発揮できるかが問われる重要な場である。

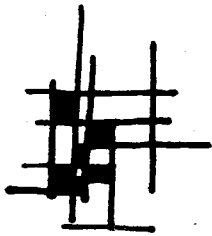
これらの点を各被災者団体が自覚して、精力的な準備活動が進められている。

広範な被災労働者の全国結合をかちとらなければならない、ということである。この全国結合を促進・強化するためにも、各地域でブロックを結成することが必要であると、現在関西の動きと歩調をとりながら、関東地方における協議会結成（11月25日結成会予定）に向け、精力的な活動を続けている。

また神奈川においても、被災労働者の会の約一年間の運動の蓄積を踏まえながら、全国的団結体を創り出すべく奮闘しており、東京と共に関東協議会結成に向けてがんばっている。

不法・不当な休業補償差止め処分との全面的な対決の中で闘いを続ける東京被災者交流会は、八〇年労災保険法改正闘争勝利に向けて、現在の労災法が被災労働者が安心して治療し、職場復帰を目指すというものから著しくかけ離れていることを見抜き、何度かの学習会・交流を行いながら、被災労働者の要求を突きつ

けた闘いを準備している。とりわけ「定期報告書」問題の行政側の根拠となつている「傷病補償年金制度」はなんとしても撤廃しなければならぬし、この闘いは、労基法改悪反対と解雇制限強化の闘いと結合させていかなければならない。そして、これらの要求をはじめとした被災労働者の諸権利を守り獲得するために、



10月の新聞記事から

10・2

大津地裁は、有料道路走行中の某電工会社社員旅行バスへの落石事故で、従業員・家族22人が死傷したことに對し「道路管理上のミスで会社の受けた損害は深刻」と日本道路公団に賠償命令を言い渡した

10・4

大阪・ミナミの都心にある小学校の隣に建設中のマンションに對して、児童百四十人が建設主らを相手に「日照を奪うな」と仮処分申請をしていたが、大阪地裁で児童の言い分をほぼ認めた形で和解が成立

10・5

関電大飯原発2号機で、緊急炉心冷却装置のポンプの羽根にひび割れが発見される

10・6

徳島県の地滑り対策工事現場で土砂くずれ、作業員2人が生き埋めて死亡

10・12

73年7月に山口県徳山市の出光石油化学工場で起った爆発事故で、業務上過失致死・業務上失火罪に問われていた当時の現場作業員4人に対する判決公判が山口地裁で行われ、「爆発は予見できぬ」と全員無罪

10・13

労働省は、五十五歳以上の雇用状況を調査したが、その結果昨年比にして雇用率はわずかに上向いたが、大企業ほど雇用率が悪いことが判明

10・16

滋賀県議会は、合成洗剤の追放を柱とするピワ湖富栄養化防止条例を全会派一致で可決した。来年4月1日から施行

10・17

大阪の中堅造船会社佐野安船渠は、本社工場を全面閉鎖し水島工場(岡山県)への生産集中を柱とする再建計画を発表した

10・17

77年正月東京で起きた青酸コーラ殺人事件で、電話ボックス内にあったコーラを飲んで死亡した新幹線ビュッフェのアルバイト高校生(17)の遺族が、「業務中の事故で会社側はアルバイト生の安定保護の注意義務を怠った」として会社に対して損害賠償を求め訴訟を起した

10・19

大阪労災保険審査官は、出張職員が散歩中に転落死した事故で、大阪中央労基署が出した「労災不適用」処分を取り消し、「出張中の事故は積極的な私的行為と認められない限り、原則的に全て業務行為と認められ、遺族側の主張を全面的に認めた

10・25

昭和電極の「じん肺患者集団訴訟」の判決で、神戸地裁尼崎支部は原告側の言い分をほぼ認め、会社側に対して14人に九千万円の支払いを命じた。しかし、1人については、退職を理由に債務不履行は時効で消滅したと判断した

10・26

関電美浜原発2号機で、放射能を含んだガスが大気中に放出される事故が発生し、運転停止へ

10・30

原子力船「むつ」の原子炉修理について、原子力安全委員会はゴースインを出した

年末一時金カンパのお願

労働大臣の私的諮問機関である労基法研究会が、女性の労働条件についての報告書に続いて、去る9月5日に「労働契約・就業規則」―労基法のいわば根幹をなす問題について報告書を提出しました。報告書に一貫して流れているのは、労基法19条の労災被災者の解雇制限についても懲戒解雇は除外すべきだという見解に示されるように、低成長―減量経営時代を乗り切るべく、資本の主導権を明確にした「新しい労使関係の確立」という精神であり、より端的に言えば「安く使

い、容易に首が切れる」体制の確立であります。このような情勢の中で、労災職業病闘争が労働運動の前進のために果さねばならぬ役割はますます大きくなっていきます。そして、資本・行政の反動的攻勢に対する闘いは、労職闘争の中でも少しづつ前進してきています。78年には、職業病認定問題に関する全国連絡会議が結成され、既に二回にわたる全国集会を開催し

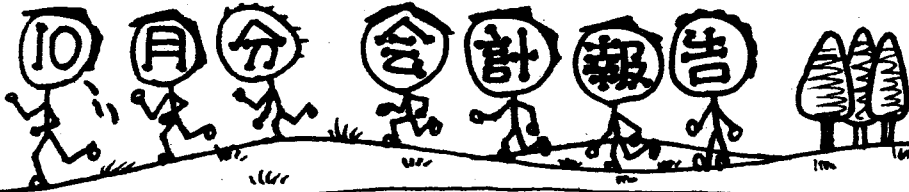
ており、また今年12月には、労基法改悪反対と80年労災法改正闘争を軸に被災労働者の全国組織が旗上げされようとしています。

関西労働者安全センターも結成以来7年目に入りましたが、労基法抜本改悪策動に象徴される敵の攻勢をはね返し、労働者・被災労働者の権利を守り拡大する闘いを今後一層強めていく決意であります。経済的にはどこも厳しい状況であることと思いますが、敢えて年末一時金カンパを要請する次第であります。

また、会費・機関誌購読料等未納の場合には、一日も早く納入されるよう併せてお願い致します。

一九七九年十一月二〇日

関西労働者安全センター
大阪市淀区本庄東三―〇―二二
三和ビル二二二号
☎ (〇六) 三三四―二九九―



収入

会費	338,400
機関誌	77,290
カンパ	74,500
パンフ	14,800
計	504,990

支出

事務費	89,959	①
活動費	198,413	②
郵送費	10,590	
人件費	285,000	③
計	583,962	

10月分収支 -78,972
 先月からの
 くりこし 525,825
 11月への
 くりこし 446,853

- (※)
- ① 9月ガス代、9・10月新聞代
 10月家賃・共益費、10月電気代等
 - ② 11月南大阪事務所、11月比花労働
 者センター、9月社会保険料
 活動・交通費 (含東京2回出張)
 - ③ 10月人件費 (含アルバイト料)

『会社更生法による
 官製合理化攻撃と対決した
 4年間の闘い』

**記
 録**

全金大阪亜鉛支部 発行
 当センターにて取り扱い中

頒価 500円

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

11月号（通巻67号）

昭和54年11月20日発行

（毎月一回20日発行）

■表紙写真■ 11・17南大阪労働者診療所第3回運営委員会総会より

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28